

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

職場における労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という。)は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきています。

山梨労働局では、本年度を初年度とする「山梨第14次労働災害防止計画」を掲げ、2027年の死亡者数を、2022年の死亡者数である5人から20パーセント減少させ、4人以下とするとともに、山梨第14次労働災害防止計画期間中(2023年から2027年)の死亡者数を、山梨第13次労働災害防止計画期間中(2018年から2022年)に発生した死亡者数27人から20パーセント減少させ、21人以下とすることを目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、山梨県内における令和5年5月末現在の死亡者数は3人と、前年同時期の1人から3倍増となっています。

令和5年に発生した死亡災害の内訳を業種で見ますと、2件が建設業、1件が産業廃棄物処理業となっており、事故の型別で見ますと、建設業の2件が墜落・転落、産業廃棄物処理業である1件がはさまれ・巻き込まれとなっています。

それぞれの死亡災害の発生原因としては、墜落の危険のある箇所において足場を設置していなかったことや墜落制止用器具を使用させていなかったこと、作業計画の策定及び周知がなされていなかったことと基本的な安全対策が講じられていなかったことが挙げられます。

以上のとおり、山梨県内では、あってはならない死亡災害が多発しており、きわめて憂慮すべき事態となっていますが、山梨労働局では、災害発生原因を分析し、事故を発生させた事業場には、再発防止対策の実施を求めていくこととしております。

つきましては、貴職におかれましても労働災害防止のための取組をより一層強化いただくとともに、以下の事項による死亡災害の防止に係る取組が実施されるよう、危機感を持って傘下事業場に対する周知及び啓発を行っていただけますよう要請いたします。

- 1 現場にいる全ての労働者が危機感を持てるような効果的な安全衛生教育の実施、作業計画を策定すること
- 2 リスクアセスメント等により各現場の危険性の洗い出しを促進すること
- 3 貴団体が主体となって安全衛生パトロールを実施するなどの方法により、現場の安全意識の向上を図ること

令和5年6月1日

山梨労働局長 高西 盛登